

令和 2 年度

一般廃棄物処理実施計画

岩手沿岸南部広域環境組合

目 次

第1章 ごみ処理状況の現状

1. 計画処理区域の状況 ----- 2

第2章 ごみ処理実施計画

1. 令和2年度ごみ搬入量の予測 ----- 3

2. 減量化・資源化計画 ----- 4

3. 収集・運搬計画 ----- 5

4. 中間処理計画 ----- 6

5. 最終処分計画 ----- 8

6. その他の計画 ----- 9

本一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同施行規則第1条の3に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合が行う、広域地域（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、住田町）から排出される一般廃棄物の中間処理について、令和2年度における基本的な事項及び方針を定め、岩手沿岸南部クリーンセンターの運営などの実施計画とするものである。

第1章 ごみ処理状況の現状

1. 計画処理区域の状況

岩手沿岸南部広域環境組合は、岩手県の沿岸南部地区（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、住田町）で収集される一般廃棄物を中間処理（溶融処理）するため設立された一部事務組合である。当組合によって、岩手沿岸南部クリーンセンターが建設整備され、管理運営事業が民間事業者への長期委託（平成23年度～令和7年度）によって平成23年4月1日から実施されている。

当地区のごみ収集、分別資源化、一般廃棄物収集運搬許可等の一般廃棄物処理業務（溶融処理による中間処理を除く）は、釜石市、陸前高田市及び大槌町は、それぞれの担当課が窓口となり実施されている。大船渡市と住田町は、大船渡地区環境衛生組合がその業務を担い実施されている。また、クリーンセンターへのごみ搬入は、釜石市及び大槌町は直接搬入であるが、陸前高田市と大船渡地区環境衛生組合は、それぞれがごみの中継施設を設置し、当組合が大型パッカー車による輸送を実施している。

岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業により計画された当初の一般廃棄物排出量は、構成する各市町のごみ減量化への努力と人口の減少により、当初見込みよりも大きく減少した。

このことにより施設の運営は、稼働率を低く設定して行う見込みであったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のため、構成市町の内、住田町を除く3市1町が被災し、津波による大量のガレキが発生した。そのため、平成26年度までは、これらの状況を踏まえ、当クリーンセンターは、その余力をこのガレキ処理に最大限あてるることとし、施設運営に努めてきたところである。

その結果、被災した3市1町の内、釜石市、陸前高田市及び大槌町ではすべての震災ガレキ処理が平成25年度、大船渡市も平成26年度をもって終了となったところである。

今年度においては、昨年度と同様に一般廃棄物処理業務に万全を期する予定である。

構成市町の人口（令和2年3月31日）

釜石市	大船渡市	陸前高田市	大槌町	住田町	計
32,609	35,471	18,766	11,572	5,315	103,733

※外国人登録人口も含む

第2章 ごみ処理実施計画

1. 令和2年度ごみ搬入量の予測

令和2年度のごみ搬入量は、大震災の影響を受けた平成23年度以降、落ち着きを取り戻し、一般事業所等が少しづつ事業再開を始めた平成24年度とその流れの中で令和元年度を勘案しながら予測を立てる必要がある。

令和元年度は、平成30年度と比較してごみの搬入量が減少傾向となっている。

これらを踏まえ、令和2年度のごみ搬入の予測は、以下のとおりとする。

- (1) 釜石市は、平成30年度と令和元年度を比較すると、委託実施している一般のごみ収集量と直接持ち込みのごみ量は、減少傾向となっている。このことを踏まえ、令和2年度のごみ搬入量は、令和元年度の実績に予想される増減率を掛けて算定する。
- (2) 大槌町は、平成30年度と令和元年度を比較すると、委託実施している一般のごみ収集量と直接持ち込みのごみ量はやや減少傾向となっている。
- (3) 大船渡地区は、中継輸送を行っている関係から一般収集と直接搬入のごみ量の判定が難しい。しかしながら、全体量は、平成30年度と令和元年度を比較するとやや減少傾向である。
- (4) 陸前高田市は、中継輸送を行っている関係から一般収集と直接搬入のごみ量の判定が難しい。しかしながら、全体量は、平成30年度と令和元年度を比較するとやや減少傾向である。

このことを踏まえ、令和2年度のごみ搬入量は、令和元年度の実績に予想される増減率を掛けて算定する。

以上の結果、構成市町ごとの令和2年度ごみ搬入量の予測は「表1」のとおりとなる。

表1 令和2年度構成市町ごみ搬入量の予測 (単位: t)

	収集ごみ	持込みごみ	中継運搬ごみ	計
陸前高田市			4,537	4,537
大船渡地区		43	9,945	9,988
釜石市	6,286	5,995		12,281
大槌町	1,929	1,357		3,286
計	8,215	7,352	14,525	30,092

2. 減量化・資源化計画

当組合管内におけるごみの減量化・再生利用を図る計画は、各構成市町が作成し実行することとなる。当組合は、構成市町の計画に協力するとともに、直接ごみを搬入する住民・事業者に対しては、ごみピットに投入する前のごみの分別を指導するなど、ごみの減量・資源化に積極的に取り組むものとする。

(1) 啓発活動

直接ごみを持ち込む住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用、さらには、ごみの分別と出し方に関して周知・啓発をするため、釜石市が発行する「ごみ分別辞典」と「ごみカレンダー」を計量棟や管理事務室に常備し指導するものとする。

小学生や町内会等の施設見学には、積極的に応対し教育啓発活動に努めるものとする。

また、7月には、広く広域地域内の住民を対象として、施設見学会を開催し、環境施設としてのクリーンセンターを理解してもらうとともに、ごみ問題に対しての意識を高めてもらう。

(2) 溶融スラグ・メタルの資源化

溶融残渣物である溶融スラグ・メタルについては、積極的に資源化を図るものとする。

現状、スラグは、道路舗装用骨材やコンクリート二次製品に100%使用されている。また、メタルは重機のカウンターウェイト等に使用されている。今年度も同様に資源化を図るものとする。

なお、今年度資源化する予定のスラグ・メタルはそれぞれごみ処理量の約 10%、約 2%と見込まれ次の量となる。

資源化スラグ量： 3,069 t

資源化メタル量： 678 t

(3) スクラップ類の資源化

直接持込みされるごみの内、金属製品については、専用置場を設け資源化するものとする。

これらは、釜石市内の資源業者に当施設の運営管理委託事業者が売り払うものとする。

(4) 古紙・ダンボール類の資源化

直接持込みされるごみの内、新聞、雑誌類、ダンボール類については、専用置場を設け資源化するものとする。

これらは、釜石市内の資源業者に当施設の運営管理委託事業者が売り払うものとする。

3. 収集・運搬計画

収集運搬は、一般家庭から排出されたごみを集積所から処理施設まで迅速かつ衛生的に、また、効率的に搬入する日常的で生活環境の保全に影響が高い業務である。

当組合管内においては、収集運搬の業務はそれぞれの構成市町ごとに行われるが、次のような特徴がある。

(1) 陸前高田市

陸前高田市まちづくり推進課がその業務に当たっている。

市が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、陸前高田市の清掃センターに設置するごみの中継輸送施設に集められる。そこから岩手沿岸南部クリーンセンターまでは、当組合が委託する業者による中継輸送車によって運搬される。

(2) 大船渡市

大船渡地区環境衛生組合がその業務に当たっている。

同組合が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、大船渡地区環境衛生組合が設置するごみの中継輸送施設に集められる。そこから岩手沿岸南部クリーンセンターまでは、当組合が委託する業者による中継輸送車によって運搬される。

(3) 住田町

大船渡地区環境衛生組合がその業務に当たっている。

同組合が収集するごみ及び町民等が持ち込むごみは、大船渡地区環境衛生組合が設置するごみの中継輸送施設に集められる。そこから岩手沿岸南部クリーンセンターまでは、当組合が委託する業者による中継輸送車によって運搬される。

(4) 釜石市

釜石市生活環境課がその業務に当たっている。

市が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、直接、岩手沿岸南部クリーンセンターに搬入する。

(5) 大槌町

大槌町リサイクルセンターがその業務に当たっている。

町が収集するごみ及び町民等が持ち込むごみは、直接、岩手沿岸南部クリーンセンターに搬入する。

以上のことから、当組合が実施する収集運搬は、陸前高田市と大船渡地区環境衛生組合の中継施設からの中継輸送であり、その令和2年度の運搬量と運搬台数は、表3のとおり計画する。

表3 中継運搬ごみ量と運搬台数

	運搬ごみ量（通常ごみ）	運搬台数（通常ごみ）
陸前高田市	4,537 t	639 台
大船渡地区	9,945 t	1,300 台
計	14,525 t	1,939 台

なお、中継運搬の受け入れ日は、原則、土日祝日を除く平日に行うが、その他必要な場合は、組合と構成市町で協議をして実施する。

4. 中間処理計画

沿岸南部地区3市2町の一般廃棄物の中間処理は岩手沿岸南部クリーンセンターで行われる。

岩手沿岸南部クリーンセンターは、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、住田町の一般廃

棄物を処理するために整備された一般廃棄物処理施設であり、PFI法に準じてDBO方式により整備され、平成23年4月1日から供用開始されている。

岩手沿岸南部クリーンセンターの概要は、表4のとおりである。

表4 岩手沿岸南部クリーンセンター概要

名称	岩手沿岸南部クリーンセンター
所在地	釜石市大字平田第3地割81番地3
設置者	岩手沿岸南部広域環境組合
稼働開始年	平成23年4月
炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉
公称処理能力	147t／24h (73.5t／24h×2炉)
設計・施工	新日鉄エンジニアリング(株)

(1) 令和2年度操業計画

令和2年度岩手沿岸南部クリーンセンターの操業計画の詳細は、下記のとおりである。

① 計画稼働日数

1号炉稼働日数：266日

2号炉稼働日数：232日

② 計画処理量

1号炉処理量：17,408t

2号炉処理量：14,898t

計：32,306t

(2) 令和2年度メンテナンス計画等

岩手沿岸南部クリーンセンターの設備メンテナンスを含む管理運営の詳細計画は、別に定める「岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業 令和2年度 事業実施計画書」に基づき定める。

5. 最終処分計画

岩手沿岸南部クリーンセンターから排出される溶融スラグ・メタルはすべて再利用されるが、溶融飛灰（集塵器で捕集されるばいじん類）は現在埋立て処分されている。

溶融飛灰の埋立て処分は、構成市町の責任において実施されており、搬入されたごみ量の按分比によって算出された量を自ら運搬処分することとしている。

実際の処分先は、陸前高田市は、陸前高田市一般廃棄物埋立処分場、大船渡市及び住田町は、大船渡地区環境衛生組合一般廃棄物埋立処分場、釜石市は最終処分場を所有しないことから、大槌町と処理契約を結び、大槌町一般廃棄物埋立処分場において処分をしてきたが、平成27年度からは独自に民間最終処分場と契約をし、釜石市独自に最終処分を行っている。大槌町は大槌町一般廃棄物埋立処分場において単独で処分を行っている。

令和2年度の溶融飛灰運搬処分量は、表5のとおり計画する。

表5 最終処分場溶融飛灰埋立計画量

陸前高田市	272 t
大船渡地区	599 t
釜石市	737 t
大槌町	197 t
計	1,805 t

※ごみ量の6%として算出

以上の量を搬出できるよう、実際の施設運転計画と合わせ、構成市町と連絡を取りながら溶融飛灰の運搬計画を策定実施するものとする。

6. その他の計画

(1) 産業廃棄物の処理

クリーンセンターにおいては、その設置目的等から、産業廃棄物の処理は行わない。

ただし、災害等により地域の産業廃棄物の適正な処理に支障が生じるなど、著しい状況の変化が発生した場合については、施設の能力を超えない範囲において、一定の条件および必要最小限の期間を定めたうえで処理を検討するものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

地震や風水害等の自然災害により、一時的に大量に排出される災害廃棄物の処理については、構成市町と連携してその適正な処理を図るものとする。なお、処理にあたっては、通常の廃棄物処理が滞ることがないよう分別等を徹底し処理するものとする。